

令和2年横審第40号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年12月23日15時30分

静岡県熱海港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 14トン

全 長 16.30メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 842キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央にキャビンをも、その後部右舷側の1メートル高くなつた位置に操縦席を配置し、同席前部に舵輪を、舵輪前側に左舷側から魚群探知機、GPSプロッター機能付き魚群探知機及びレーダーを、舵輪右舷側に機関操縦レバーを、操縦席後部に空気調節装置（以下「エアコン」という。）を同席左舷側に助手席を装備した、バウスタスターを有する2基2軸のFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもつて、釣りの目的で、令和元年12月23日06時00分熱海港のマリーナを発し、東京都大島の波浮港東方約1海里沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時15分前示の釣り場に到着し、漂泊しながら釣りを開始し、大島南西方沖合、次いで同島岡田港北東方沖合の各釣り場に移動して釣りを行ったのち、14時45分同沖合を発進して帰途に就いた。

a受審人は、レーダーのガードリング機能を停止したまま、エアコンを作動させて航行し、友人1人を助手席に腰を掛けさせ、同2人をキャビンで休息させた状態で、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、14時54分少し過ぎ初島灯台から143度（真方位、以下同じ。）13.5海里の地点で、針路を熱海港に向く315度に定め、30.0ノットの対地速力で、自動操舵によって進行した。

15時05分少し過ぎa受審人は、初島灯台から148.5度8.0海里の地点に達したとき、大島北西方の航行船舶が多い海域を通過したことによる気の緩みから眠気を催したが、助手席の友人と会話をしながら操船すれば、居眠りに陥ることはないものと思ひ、操縦席右側

の窓を開けて冷気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

a 受審人は同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、熱海港内の赤根埼南東方沖合の浅所に向かって続航し、15時30分伊豆網代港北防波堤灯台から340度1.28海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期で、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口等を、推進器翼に欠損等を生じ、のちサルベージ会社によって静岡県網代港に引き付けられたものの、廃船処分とされた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、相模湾において、釣り場から熱海港に向けて帰航する際、居眠り運航の防止措置が不十分で、同港内の赤根埼南東方沖合の浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、相模湾において、釣り場から熱海港に向けて帰航中、大島北西方の航行船舶が多い海域を通過したことによる気の緩みから眠気を催した場合、居眠り運航に陥ることのないよう、操縦席右側の窓を開けて冷気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、助手席の友人と会話をしながら操船すれば、居眠りに陥ることはないものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、熱海港内の赤根埼南東方沖合の浅所に向かって進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年1月20日

横浜地方海難審判所

審判官 今 泉 豊 光